

書式例付 バーチャル開催における 役員登記・議事録作成の実務

——電子署名の利用をまじえて

司法書士/司法書士法人鈴木事務所、代表社員。日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所 主任研究員、リスクモンスター株式会社(東証二部) 社外取締役(監査等委員)、日本登記法学会 理事、慶應義塾大学大学院法務研究科 非常勤講師。主著として『「事業承継法」入門』(中央経済社、2020)、『議事録作成の実務と実践』(共著、第一法規、2017)等多数。

司法書士/フクダリーガルコントラクト&サービス司法書士法人。

鈴木龍介
Suzuki Ryusuke

佐久原綾子
Sakuhara Ayako

いまだに続くコロナ禍の状況をふまえ、株主総会や取締役会についてもニューノーマルといえるオンラインシステムでのバーチャル開催や、いわゆる書面決議(会社法319条1項・370条)が注目を集めている。ちなみに株主総会や取締役会を物理的な開催場所を設けない、いわゆるバーチャルオンリーで開催することは認められないと解されているものの¹、リアルな開催場所を設けたうえで、いわゆるハイブリッド型については許容され、実例も散見される。

そこで、本稿では書面決議を含むバーチャルでの開催における役員改選の登記実務と議事録作成のポイントについて解説することとする。あわせて、いわゆる「脱ハンコ」に向けての電子署名・電子証明書についても言及してみたいと思う。なお、本稿での射程としては、取締役会設置会社で、指名委員会等設置会社ではない株式会社を念頭に置くものとする。また、いわゆる令和元年改正会社法の整備法(令和元年法律71号)において、印鑑提出制度の任意化等の商業登記法の改正ならびに商業登記規則の改正が2021年2月15日に施行されることを前提とするものである。

I 定時株主総会と役員等の改選

1 役員等の改選と登記

役員等の任期は、選任後〇年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなり、役員等の任期が満了する場合には当該定時株主総会で役員等の改選が必要となる(会社法332条1項等)。

役員等の改選がなされた場合には、2週間以内に当該登記申請を行わなければならない(会社法915条1項)。

2 役員等の改選登記の添付書類²

(1) 株主総会議事録

役員等を選任した定時株主総会の議事録を添付することとなる(商業登記法46条2項)。書面決議(会社法319条1項)を利用した場合には、提案書と同意書ではなく、書面決議による株主総会の議事録(会社法施行規則72条4項1号)を作成し、

それを添付することになる(商業登記法46条3項)。

(2) 株主リスト

定時株主総会における議決権行使株主を記載した、いわゆる「株主リスト」を添付することとなる(商業登記規則61条3項)。

(3) 就任承諾書

役員等の就任承諾書を添付することとなるが(商業登記法54条1項・2項1号)、これには、被選任者の、いわゆる認印での押印で足りる。ただし、新任の取締役・監査役(以下「役員」という)については、後記の本人確認証明書との照合がなされるため、氏名だけではなく住所の記載も必要となる(商業登記規則61条7項)。また、役員が株主総会に出席し、席上で就任承諾した場合、株主総会議事録にその旨の記載があれば、議事録の記載を援用することができる。

就任承諾書を電子文書で作成した場合、法務

省所定の電子証明書³に関する電子署名(以下「法務省所定電子署名」という)がなされたものを添付することになる(商業登記規則102条2項・5項)。

(4) 本人確認証明書等

新任の役員については、同人の存在性の確認のため、本人確認証明書を添付することとなる(商業登記規則61条7項)。具体的には、同人の運転免許証のコピーや住民票の写し等の市区町村長その他の公務員が職務上作成した書面が該当する。ただし、就任承諾書を電子文書で作成し、公的個人認証サービスによる電子署名または電子署名法に基づく法務大臣の認定を受けた特定認証業務による電子署名(以下、両者をあわせて「マイナンバー電子署名等」という)をしたときには、当然にこれに対応した電子証明書が付されることから本人確認証明書の添付は不要である(商業登記規則103条)。

会計監査人について、定時株主総会で別段の決議がなされなかったときには再任したもののみなされ(会社法338条2項)、その重任の登記を要する。当該登記申請には監査法人である会計監査人は資格証明書として登記事項証明書の添付が必要となるが(商業登記法54条2項2号)、当該監査法人の会社法人等番号を申請書に記載したときには添付を省略することができる(商業登記法19条の3)。

3 株主総会議事録作成のポイント

(1) バーチャル開催における記載

株主総会をバーチャルで開催した場合には、リアルの開催場所とそれ以外の場所との間で、情報伝達の即時性と双方向性が確保される必要があるとされる⁴。とりわけ「出席型」において

は、その旨が株主総会議事録に記載されるべきであるとの見解⁵と、多数の株主の出席を前提とする株主総会ではバーチャル出席に関するシステムが正常に稼働していることを議長が確認した旨が記載されていれば足りるという見解⁶もあるところ、現時点での失敗のない実務という観点では前者の見解を採用しておくのが無難であろう。

「出席型」においては、開催場所以外から出席した役員・株主の出席の方法を記載することとされているが(会社法施行規則72条3項1号)、必ずしも当該役員・株主の所在場所を記載することを要しない。

(2) 押印

会社法上、株主総会議事録には出席役員等に押印義務は課されていないものの、議事録の原本性を明らかにし、改ざんを防止するという観点から、少なくとも議事録の作成の職務を行った取締役が押印するのが望ましいといえよう⁷。なお、出席した役員が押印する旨の定款の定めがある場合には、押印しなければならない。

株主総会議事録を電子文書で作成した場合、会社法上の押印義務が課されていないものの、法務省所定電子署名がなされたものを添付することになる(商業登記規則102条2項・5項)。

II 総会直後の取締役会と代表取締役の改選

1 代表取締役の改選と登記

定時株主総会において代表取締役である取締役の改選があった場合、仮に同人が再選される場合であっても、当該総会直後の取締役会であらためて代表取締役を選定し(会社法362条3項)、

³ 法務省「商業・法人登記のオンライン申請について」第3 電子証明書の取得。

⁴ 相澤哲ほか編著『論点解説 新・会社法』(商事法務、2006) 472頁。

⁵ 松井信憲『商業登記ハンドブック [第3版]』(商事法務、2015) 147頁。

⁶ 澤口・前掲注1・79頁。

⁷ 松井・前掲注5・145頁。

¹ 澤口実編著『バーチャル株主総会の実務』(商事法務、2020) 37頁。なお、政府は2020年11月19日の「成長戦略会議(第3回)」において、バーチャルオンリーでの株主総会の実現に向け必要な法整備を進めるとの考えを表明している。

² 代理人により申請する場合には、司法書士等に対する委任状が必要となる(商業登記法18条/以下に同じ)。

2週間以内に当該登記申請を行わなければならない(会社法915条1項)。なお、代表取締役の改選に関する登記事項は、その氏名・住所⁸と就任(重任)の旨、その年月日である。

取締役会の形態としては、①役員が一堂に会してリアルで開催する方法、②一部の役員がバーチャルで出席する方法、③書面決議による方法が考えられる。なお、書面決議による場合には、それを許容する定款の定めが必要となる(会社法370条)⁹。

2 代表取締役の改選登記の添付書類

(1) 取締役会議事録

代表取締役を選定した取締役会の議事録を添付することとなる(商業登記法46条2項)。書面決議を利用した場合には、提案書と同意書ではなく、書面決議による取締役会の議事録を作成し(会社法施行規則101条4項1号)、それを添付することになる(商業登記法46条3項)。

代表取締役が新任となる場合、取締役会議事録には、前任の代表取締役が役員として取締役会に出席し、いわゆる会社届出印を押印しているときを除き、出席役員全員の、いわゆる個人実印を押印しなければならないが(商業登記規則61条6項)、取締役会議事録を電子文書で作成したときには、出席役員全員のマイナンバー電子署名等がなされた議事録を添付することになる(商業登記規則102条2項・5項)。

代表取締役が再任となる場合、取締役会議事録に当該代表取締役が会社届出印を押印したときには、その他の出席役員は認印での押印で足りるが(商業登記規則61条6項ただし書)、取締役会議事録を電子文書で作成したときには、当該代表取締役については商業登記電子証明書による電子署名(以下「商業登記電子署名」という)

を、その他の出席役員については法務省所定電子署名がなされた議事録を添付することになる(商業登記規則102条2項・5項)。

(2) 就任承諾書

代表取締役の就任承諾書を添付することとなる(商業登記法54条1項)。

代表取締役が新任となる場合、就任承諾書には同人の個人実印を押印しなければならないが(商業登記規則61条4項・5項)、就任承諾書を電子文書で作成したときには、マイナンバー電子署名等がなされた承諾書を添付することになる(商業登記規則102条2項・5項)。また、新任の代表取締役本人が取締役会に出席し、席上で就任承諾をした場合、取締役会議事録にその旨の記載があり、個人実印を押印していれば、議事録の記載を援用することができる。

代表取締役が再任となる場合、就任承諾書には同人の認印での押印で足りるが(商業登記規則61条4項かつこ書)、就任承諾書を電子文書で作成したときには、法務省所定電子署名がなされた承諾書を添付することとなる(商業登記規則102条2項・5項)。

(3) 印鑑証明書

代表取締役が新任となる場合、前任の代表取締役が役員として取締役会に出席し、いわゆる会社届出印を取締役会議事録に押印しているときを除き、取締役会議事録に出席役員全員の個人の印鑑証明書を添付しなければならないが(商業登記規則61条6項)、取締役会議事録を電子文書で作成したときにはマイナンバー電子署名等がなされており、当然にこれに対応した電子証明書が付されることから印鑑証明書の添付は不要である。

同様に代表取締役が新任となる場合、就任承諾書に押印した個人実印についても印鑑証明書が必要となるが(商業登記規則61条4項・5項)、就任承諾書を電子文書で作成したときにはマイナンバー電子署名等がなされており、議事録と同様に印鑑証明書の添付は不要である。

これらの印鑑証明書には有効期限はなく、新任の代表取締役についての個人の印鑑証明書は、議事録と就任承諾書のそれぞれに関するものとで兼用することができる。

(4) 印鑑届書

登記申請の添付書面ではないが、会社届出印を法務局に提出することができる。代表取締役が交替的に変更した場合、後任者がたとえ物理的には同一の印章を引き継いで使用するときでも、あらためて会社届出印を提出することになる。この場合には印鑑届書とともに、作成後3カ月以内である、新任の代表取締役の個人の印鑑証明書を添付することになる(商業登記規則9条5項1号)。ただし、いわゆる印鑑カードについては、前任者のものを引き継ぐことができる。

一方、商業登記法の改正により会社届出印の提出が任意化され、登記申請に会社届出印を利用せずに、商業登記電子署名やマイナンバー電子署名等を用いることができるようになる。

3 取締役会議事録作成のポイント

(1) バーチャル開催における記載

取締役会をバーチャルで開催した場合には、リアルの会場とそれ以外の場所との間で、情報伝達の即時性と双方向性が確保される必要がある¹⁰。また、リアルの会場以外から出席した役員の出席の方法を記載することとされているが(会社法施行規則101条3項1号)、当該役員の所在場所を記載することは要しない。なお、当該役員も出席役員に該当することから議事録

¹⁰ 「平成14年12月18日民商3044号回答」登記研究662号171頁。

への署名義務がある。

(2) 書面決議における記載

取締役会を書面決議で行った場合、当該取締役会議事録には、①決議があったものとみなされた事項の内容、②提案をした取締役の氏名、③決議があったものとみなされた日、④議事録の作成の職務を行った取締役の氏名を記載することになる(会社法施行規則101条4項1号)。なお、書面決議の場合には、議事録への会社法上の署名義務は課されていないものの、前記の株主総会議事録と同様に押印するのが望ましいといえよう。

III おわりに

コロナ禍において必要に迫られ、バーチャル開催や電子署名の検討または導入をしたという側面は否めないところではある。もっとも会社法務におけるDX化については現下の状況における一過的なものではなく、いわゆるアフターコロナとなっても積極的に検討・採用すべきであり、そのための法整備は急務といえよう。

最後になるが、一日も早いコロナ禍の終息を切に願う。

* * *

⁸ 令和元年改正会社法に関する法制審議会の答申では、いわゆるDV被害者等である代表者の住所を登記事項証明書に表示しない措置とともに、インターネットで取得できる登記情報に代表者の住所を表示しない措置を講じる旨の附帯決議がなされている。

⁹ 書面決議を利用した取締役会議事録を登記申請に添付する場合、それを許容する定めのある定款の添付が必要となる(商業登記規則61条1項)。

【記載例】株主総会議事録（ハイブリッド（出席型）バーチャル総会）

第〇期定時株主総会議事録

1. 日 時：令和3年6月25日（金曜日） 午前10時00分
2. 場 所：東京都港区新橋〇丁目△番□号 当会社本店会議室
なお、事前に申し込みがあった株主〇名については、当社所定のインターネットシステム（以下、「本システム」という。）を通じて本総会に出席した。
3. 出席者：議決権を行使することができる株主数 ○名
この議決権の数 ○個
本日出席株主数（委任状・議決権行使書提出者・本システム出席者を含む。）
○名
この議決権の数 ○個
4. 議長：代表取締役 春田一郎
5. 出席役員：取締役（3名中3名出席）
春田一郎、夏田二郎、秋田三郎（なお、秋田三郎は、本システムを通じて本総会に出席した。）
監査役（3名中3名出席）
甲野花子、乙野海子、丙野星子
6. 会議の目的事項ならびに議事の経過の要領および結果：
議長は、午前10時00分に開会を宣し、以上のとおり本日の出席株主数およびこの有する議決権の数を報告し、本総会の全議案を審議できる法令ならびに定款上の定足数を充足している旨を述べた。あわせて、本システムにより出席した株主および役員については、議場と即時的に確な意見表明が互いのできる状態であることを確認した。

<報告事項>

第〇期事業報告の件

議長は、第〇期（令和2年4月1日～令和3年3月31日）における事業について、事業報告書に基づき詳細に報告した。

第〇期計算書類報告の件

議長は、第〇期（令和2年4月1日～令和3年3月31日）における計算書類について詳細に報告し、ついで、監査役 甲野花子から、それらの書類を綿密に調査したところ、いずれも正確かつ適正であることを認めた旨の報告があった。

<決議事項>

議案 取締役3名選任の件

議長は、取締役全員が定款第〇条の定めにより本総会終結の時をもって任期満了退任となるため、取締役3名を選任したい旨と別紙のとおり候補者について説明し、その賛否を議場に諮ったところ、出席株主の議決権の過半数の賛成を得たので、本議案は原案どおり承認可決した。
なお、被選任者は、いずれも席上即時就任を承諾した。

議長は、本システムが終始異常なく、これをもって本総会の目的事項のすべてを終了した旨を述べ、午前11時15分、閉会を宣した。

以上、議事の経過の要領およびその結果を明確にするため、本議事録を作成する。

株式会社XYZ興行 第〇期定時株主総会

令和3年6月25日

議事録の作成に係る職務を行った取締役 春田 一郎 ㊟